最終更新日：2022年12月28日

中部鋼鈑株式会社
代表取締役社長 重松　久美男
問合せ先：総務部　総務人事課　052-661-3811
証券コード：5461
https://www.chubukohan.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「存在理念」及び「経営理念」に基づき、株主をはじめ取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たし、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進めるため、コーポレートガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、実効的なコーポレートガバナンス体制の充実に努めております。

当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「コーポレートガバナンス基本方針」としてホームページに掲載しております。その詳細は当社ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンス」ページをご参照ください。
https://www.chubukohan.co.jp/csr/governance

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

各原則について、2021年６月11日改訂後のコードに基づき記載しております。

【原則１－２．株主総会における権利行使】
(補充原則１－２④)
当社は、議決権行使の利便性向上のため、電磁的方法による議決権行使や招集通知の英訳を実施しております。また、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームについては来年度開催の株主総会からの参加に向けて検討を行っております。

【原則２－４．女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
(補充原則２－４①)
当社は人材の多様性確保と人材育成が持続的な成長に向け非常に重要であるとの認識から、「安全で働きがいのある企業体質の確立」をマテリアリティの一つに掲げ、性別・人種・経歴の垣根のない幅広い採用活動と、すべての従業員が働きやすい職場環境の中でその能力を十分に発揮できる体制の整備に取り組んでおります。中核人材の多様性に関しては、女性の登用が進んでいないという課題認識のもと、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、将来の女性管理職層の母数増加に取り組んでおります。外国人・中途採用者の登用についての目標は設定しておりませんが、業務内容に照らし適切なスキルを備えた人材を適宜採用しております。なお、管理職層に占める中途採用者の比率は19%で、女性・外国人の管理職は現在在籍しておりません。

【原則３－１．情報開示の充実】
(補充原則３－１③)
当社は資源リサイクルによる鉄づくりを原点とする電炉厚板メーカーとして、サステナビリティに対する取組みを特に重要な経営課題と認識しており、2021年度を開始年度とする「21中期経営計画」の基本方針に、「循環型社会への貢献(スクラップリサイクル)」、「持続可能な基盤整備の推進」、「ＥＳＧ/ＳＤＧｓ課題に対する取組の強化」等を掲げ、環境対応型高効率電気炉の導入、健康経営の推進などに取り組んでおります。開示の充実化に向け、本年10月には当社初の統合報告書「中部鋼鈑 統合報告書2022」を発行し、ＣＯ2排出量(スコープ1、2)の実績値を開示したほか、ＣＯ2排出削減目標として2030年に2013年度比46%削減、2050年に実質排出ゼロを掲げ、達成に向けたロードマップを策定・開示しております。11月にはＴＣＦＤによる提言への賛同を表明し、本提言の枠組みに基づく情報開示に向けた準備を進めております。また、脱炭素社会に向けて電炉鋼材のニーズが高まる中で、当社事業の競争力をさらに高め、企業価値の持続的成長へ繋げるために、人的資本・知的財産への投資等にも積極的に取り組んでまいります。詳細につきましては当社ホームページに掲載しておりますので下記ＵＲＬをご参照ください。
「サステナビリティ」 https://www.chubukohan.co.jp/csr/sustainability
「中期経営計画」 https://www.chubukohan.co.jp/ir/plan

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
(補充原則４－８①．独立社外者のみの会合)
(補充原則４－８②．筆頭独立社外取締役)
当社は現在、６名の独立社外取締役を選任しており、取締役会において、出身分野における豊富な経験と知識を活かし必要な発言をしております。独立社外取締役のみの定期的会合や筆頭独立社外取締役を置くことについては、必要に応じ検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．政策保有株式】
当社は、持続的発展と企業価値向上の観点から、営業上の取引関係強化、安定的資金調達、地域発展への貢献等を目的として、グループ戦略上重要な株式を政策保有株式として保有しております。個別の政策保有株式については、毎年、取締役会において保有目的、保有に伴う便益・リスク等を総合的に検証し、保有の適否を判断しており、保有意義が乏しいと判断される株式については縮減を検討してまいります。保有株式の議決権行使に当たっては、当社の持続的発展と企業価値向上に資するものであるかどうか、また投資先の健全な経営に寄与し、企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に勘案し、投資先の経営方針を尊重した上で議案ごとに適切に行使してまいります。

【原則１－７．関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引を行う場合、法令に基づき、事前に取締役会における取引内容の承認を必要としております。また、監視強化のため、その取引結果について取締役会への報告を義務付けております。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社の企業年金の運用は財務部門が行っており、日本版スチュワードシップ・コードへの対応方針を表明している資産管理運用機関に委託しております。運用目標の達成状況や利益相反の管理等を継続的にモニタリングするとともに、運用受託機関からの定期的な運用報告を受け、必要に応じ資産構成の見直しを行っております。また、運用受託機関との意見交換や専門セミナーへの参加などを通じ、担当者の専門性を高めております。

【原則3－1．情報開示の充実】
1．会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「資源リサイクル」による鉄作りを原点とする電気炉メーカーとして、社会における存在意義と社会的責任を自覚し、「企業は公器である」という考え方の下、企業理念を策定しております。当企業理念は、当社の存在意義と事業価値を定める「存在理念」、存在理念の実現のために実践すべき経営の基本方針を定める「経営理念」、社員の心構えや行動指針を示す「行動理念」で構成され、策定以来今日まで当社の経営戦略や事業ビジョンの指針となってきました。企業理念の詳細は、当社ホームページに掲載しておりますので、下記ＵＲＬをご参照ください。
https://www.chubukohan.co.jp/company/philosophy/
さらに、日本の産業社会に基礎素材を提供する鋼板メーカーとしての役割を踏まえ、当社の事業活動全般に関する姿勢として、「あつい心で未来を創ります」という企業メッセージを策定し、当社をとりまくすべての人々（社員とその家族、株主、取引先）、そして地域社会の未来づくりに向けて、主体的な取り組みを続けております。
また、当社グループは2021年度からはじまる3ヵ年の中期経営計画を策定しております。当「２１中期経営計画（2021年度～2023年度）」のスローガン「グリーンな社会へ地域と共に歩もう」のもと、大都市で操業を続ける製鉄所として時代の要請である「循環型社会」「脱炭素社会」への貢献を果たし、ＥＳＧ／ＳＤＧｓ課題へも真摯に向き合い、100年企業を目指した取り組みを推進してまいります。
「２１中期経営計画（2021年度～2023年度）」の基本方針と経営目標につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、下記ＵＲＬを ご参照ください。
https://www.chubukohan.co.jp/ir/plan

2．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書「Ⅰ．1．基本的な考え方」をご参照ください。

3．経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続き
当報告書の「Ⅱ．1．【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

4．経営陣幹部の選解任、取締役候補者指名の方針と手続き
当報告書の「Ⅱ．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレートガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

5．個々の選解任・指名についての説明
当社は株主総会参考書類、並びに有価証券報告書に、各取締役の経歴等を記載しております。また、株主総会参考書類に、取締役候補者個々の選任・指名の理由を開示しております。

【原則4－1．取締役会の役割・責務】
（補充原則4－1①）
取締役会規則及び職務権限規程において取締役会における決議事項を明確化し、取締役会は法令及び定款に定められた事項や当社及び当社グループの重要事項等を審議、決定しております。また、業務項目ごとにその規模、性質、金額に応じて一定の基準を設け、その決定を経営陣に委任しているほか、会社法の規定に基づき、重要な業務執行の決定の一部について代表取締役に委任することとしております。
なお、常勤の役員で構成される会議（常勤役員会）を設置し、取締役会に付議する議案、代表取締役に委任する事項は、常勤役員会の協議を経るものとしております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法や証券取引所が定める基準を参考に、当社の独立性基準を策定しております。その内容は、当社ホームページ「コーポレートガバナンス基本方針」の末尾に掲載しておりますので、下記ＵＲＬをご参照ください。
https://www.chubukohan.co.jp/csr/governance

【原則4－10．任意の仕組みの活用】
（補充原則4－10①）
当社は取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置し、同委員会において取締役候補の指名、役員報酬制度及び報酬額に関する方針等を審議し、その結果を取締役会に答申しております。同委員会は3名以上の取締役で構成され、過半数を独立社外取締役とすることにより独立性を確保しており、取締役会は同委員会の答申を尊重することとしております。

【原則4－11．取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則4－11①）
当社定款に定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は12名以内、監査等委員である取締役の員数は4名以内としております。取締役会は、当社事業における知識・経験・能力のバランスを配慮し、多様性を確保した適正規模の人員で構成することとしております。社内取締役については、経験、専門性、能力等を総合的に評価して選定し、社外取締役については、経験と知見等を考慮して選任しております。また、取締役のスキル・マトリックスは株主総会招集通知にて開示しており、本報告書の末尾にも掲載しております。なお、独立社外取締役6名のうち2名は他社での経営経験を有しております。

（補充原則4－11②）
株主総会招集通知及び有価証券報告書等において、各取締役の重要な兼任状況を毎年開示しております。当社取締役の兼任状況は職務遂行に支障のない合理的な範囲であると判断しております。

（補充原則4－11③）
当社は取締役会の実効性の更なる向上を目的として、毎年1回、全取締役に対し、取締役会の実効性に係る自己評価のアンケートを実施しております。2021年度における評価プロセス及び実効性評価の結果の概要並びに今後の課題認識は次のとおりです。
1．評価プロセス

2021年度は、取締役会の構成・運営に対する評価に加え、取締役会の審議内容や取締役会のサポート体制などについてアンケートを実施しました。
2．評価結果の概要
取締役会では、多様な知識及び経験を有する取締役による自由闊達な議論・意見交換が行われており、取締役会の運営においても適切に機能しているものと判断しております。また、取締役会のほかに社外取締役の工場視察や従業員との意見交換会を実施している点も、取締役会の実効性確保に寄与していると評価されました。
3．今後の課題
中長期的・戦略的な経営課題に対する建設的議論やサステナビリティの観点での議論の深化、社外取締役間のコミュニケーションなどについて改善の余地があるとの指摘がありました。今後も取締役会の適切な運営体制や議論を深めやすい環境を維持するとともに、課題に対する改善状況を実効性評価で定期的に把握し、取締役会の実効性の向上に継続的に取り組んでまいります。

【原則４－14．取締役のトレーニング】
（補充原則４－14②）
取締役を対象とした研修会等については、各取締役に求められる役割と責務に応じて、知識・スキルの習得のために社外講習会や交流会に参加する機会を設けております。特に新任取締役には、取締役の義務や責任などに関する法的な知識の習得を目的として、就任後に社外の専門家による研修会を実施しております。
監査等委員である取締役を対象とした研修会等については、監査等委員の役割と責務を遂行する上で必要となる知識・スキルの習得のために必要に応じて社外講習会や交流会に参加する機会を設けております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための方針は以下のとおりです。
・当社では、個人投資家向けIRの担当部門を総務部総務人事課、機関投資家向けIRの担当部門を経営企画部経営企画課とし、各部門の管掌役員がそれぞれの活動を統括しております。
・対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、IR活動の計画や相互に必要な情報について積極的に情報を共有し、連携をとっております。
・個別面談以外の対話の手段としては、個人投資家向けIR活動やアナリスト向け決算説明会、工場見学会等を実施しております。
・対話において把握した株主の意見は、適宜、報告書等によってIR担当取締役へフィードバックしております。
・対話に際してのインサイダー情報の管理については、適時開示規程及びインサイダー取引規制に関する規程を設けて社内における重要情報の取り扱いやインサイダー取引防止に関する体制を構築して役職員に周知するとともに、IR関連部門においては情報管理の徹底を行うよう努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
中部鋼鈑取引先持株会	2,956,900	10.70
三井物産スチール株式会社	2,544,000	9.20
光通信株式会社	1,367,000	4.94
日鉄物産株式会社	1,260,000	4.56
阪和興業株式会社	956,000	3.46
岡谷鋼機株式会社	912,000	3.30
株式会社三菱UFJ銀行	800,000	2.89
株式会社十六銀行	630,000	2.28
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	545,000	1.97
株式会社FUJI	500,000	1.81

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．上記大株主の状況は、2022年９月30日現在のものです。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2．上記のほか、当社は、2022年９月30日現在、自己株式2,576,208株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.53%）を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム、名古屋 プレミア
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮花　秀樹	他の会社の出身者								○			
平野　隆裕	他の会社の出身者								○			
牛込　伸隆	他の会社の出身者								○			
小林　洋哉	学者											
野村　泰弘	他の会社の出身者											
西垣　誠	弁護士											
岩田　広子	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮花　秀樹		○	宮花秀樹氏が業務執行者である三井物産スチール株式会社は、当社の販売における取引先でありますが、同社と当社との取引額は当社が策定する社外役員の独立性基準を下回る水準であります。	宮花秀樹氏は、商社において国内外の要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験と知見を有しており、当該見識を活かし当社経営全般に対する提言を行っていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
平野　隆裕		○	平野隆裕氏が業務執行者である岡谷鋼機株式会社は、当社の販売及び購買における取引先でありますが、同社と当社との取引額は当社が策定する社外役員の独立性基準を下回る水準であります。	平野隆裕氏は、商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験及び幅広い識見を有しており、その豊富な経験に基づき当社経営全般に対する提言を行っていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
牛込　伸隆		○	牛込伸隆氏が業務執行者である株式会社ＴＹＫは、当社子会社であるシーケー商事株式会社の購買における取引先でありますが、同社と当社子会社との取引額は当社が策定する社外役員の独立性基準を下回る水準であります。	牛込伸隆氏は、製造メーカーにおいて役員及び代表取締役として長年にわたり活躍し、メーカーの経営全般に関して豊富な経験と知見を有しており、当該見識を活かし当社経営全般に対する提言を行っていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
小林　洋哉	○	○	―――	小林洋哉氏は長年にわたり企業法務や経営管理業務に携わり、また大学で法学やマネジメント等の教授を務め、法律に関し豊富な知見を有していることから、その見識を活かし経営を監督する役割を果たしていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
野村　泰弘	○		―――	野村泰弘氏は鉄鋼商社において国内外の要職を歴任し、その豊富な経験と知識に基づきグローバルな見地から当社経営に対し提言を行っていただき、経営を監督する役割を果たしていただけるものと判断いたしました。
西垣　誠	○	○	―――	西垣誠氏は、弁護士として法務の豊富な知識･経験に基づく専門的な知見から当社経営に対し提言を行っていただき、経営を監督する役割を果たしていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
岩田　広子	○	○	岩田広子氏は、当社の監査法人である有限責任あずさ監査法人に2007年7月から同年12月まで所属しておりましたが、退任後15年が経過しております。なお、有限責任あずさ監査法人と当社との2022年3月期における監査報酬等は28百万円であり、その取引額は当社及び有限責任あずさ監査法人にとって僅少であります。 また、当社と同氏及び同氏が経営する会計事務所との間に、現在または過去において、取引関係並びに契約関係はありません。	岩田広子氏は公認会計士としての豊富な経験と知識に基づく専門的な見地から当社経営に対し提言を行っていただき、経営を監督する役割を果たしていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査室を監査等委員会の職務を補助する使用人（補助使用人）としております。内部監査室の従業員の人事異動、業務評価等は、監査等委員会の同意を得て行います。また、内部監査室が監査等委員会の職務を補助する業務に関しては監査等委員会の指揮命令下に置くものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である社外取締役は、取締役会等への出席を通して経営の監督を行うとともに、監査等委員会において内部監査室からの報告を受け、監査結果や実施状況に対する情報共有及び意見交換による連携を図っております。また、会計監査人の監査計画や監査結果の説明を受けるほか、会計監査人との定期的会合等を通じ、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は取締役の指名・報酬の決定における客観性・透明性の向上及びコーポレートガバナンス体制の強化を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、3名以上の取締役で構成することとし、そのうち過半数は独立社外取締役としております。同委員会において、取締役候補の指名、役員報酬制度及び報酬額に関する方針等を審議し、その結果を取締役会に答申しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬で構成されております。報酬の種類毎の支給割合は、役位・職責及び業績を総合的に勘案した上設定しております。このうち、業績連動報酬につきましては、当該事業年度の最終的な業績を示し株主への配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、毎年1回、株主総会後の取締役会の決議により、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。
また、当社は監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告並びに有価証券報告書において、各事業年度にかかる取締役の報酬の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1）役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の概要
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則とし、経営環境、業績、職責等を考慮して適切な水準を定めることとしております。
監査等委員でない取締役のうち、社外取締役を除く取締役の報酬は、株主総会で承認された総額(年額)の範囲内で、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬及びインセンティブ報酬としての株式報酬で構成されております。監査等委員でない社外取締役の報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬で構成されております。
報酬の合計額については、経営環境、業績、職責等に加え、優秀な人材の確保及び社会経済状況も考慮した水準としており、報酬の種類毎の支給割合は、役位・職責及び業績を総合的に勘案した上設定しております。
報酬の種類毎の内容は次のとおりです。
固定報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定額を毎月支給しております。

業績連動報酬は、当該事業年度の最終的な業績を示し株主の皆様への配当原資である親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、毎年1回、株主総会後の取締役会の決議により、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。
株式報酬は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、職務の役割と責任等に応じた譲渡制限付株式報酬を、毎年1回、株主総会後の取締役会の決議により支給し、当社役員を退任するまで取得した株式の譲渡等を制限しております。
監査等委員である取締役の報酬については、職務の役割と責任等に応じた固定報酬で構成されております。各監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会で承認された総額(年額)の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。
2) 取締役の個人別の報酬等の決定手続き
取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長重松久美男が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を行うに当たっては、当社グループの事業全体を把握している代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長に委任しております。代表取締役社長は、取締役会の決議による委任の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重して、取締役等の個人別の報酬等を決定します。
なお、指名・報酬諮問委員会は取締役の報酬等に関する方針、各取締役の個別の報酬額等について審議を行い、取締役会にて報酬等に関する方針・個別の報酬額等の決定を行っております。各取締役の個別の報酬等の額については、株主総会で承認された総額(年額)の範囲で検討を行っております。指名・報酬諮問委員会は少なくとも年に1回以上開催され、同委員会の審議・答申内容は、取締役会において代表取締役社長が報告しています。

【社外取締役のサポート体制】

総務担当部門及び内部監査室より、取締役会等の資料の事前配布、並びに懸案事項に関する情報伝達・事前説明を行うサポート体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査等委員会設置会社で、当社が設置している会社の主要な機関は以下のとおりであります。

＜取締役会＞
・取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名(うち社外取締役3名)と監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4名)で構成されております。
・取締役会は、迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に開催しております。法令で定められた事項のほか、対応すべき経営課題や当社グループ全体の重要事項について十分な議論、検討を尽くしたうえで意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。

＜監査等委員会＞
・監査等委員会は監査等委員である4名(うち社外取締役4名)で構成されております。
・監査等委員会は原則月1回開催するほか、必要に応じて機動的に開催しております。監査等委員会が定めた監査基準に基づき、監査方針及び監査計画に従い取締役の職務執行全般にわたって監査を行っております。加えて、内部監査室との情報共有及び意見交換による実効的な連携体制を構築することにより、内部統制システムを利用した監査の実効性・効率性の向上を図っております。

＜指名・報酬諮問委員会＞
・指名・報酬諮問委員会は代表取締役社長1名と監査等委員である取締役2名(うち社外取締役2名)で構成されております。
・取締役の指名・報酬の決定における客観性・透明性の向上、及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、取締役会の諮問機関として設置しており、3名以上の取締役で構成され、そのうち過半数は独立社外取締役としております。
・指名・報酬諮問委員会は少なくとも年に1回以上開催され、取締役候補の指名、役員報酬制度及び報酬額に関する方針等を審議し、その結果を取締役会に答申しております。同委員会の審議・答申内容は、取締役会において代表取締役社長が報告しております。

＜常勤役員会＞
・常勤役員会は常勤の取締役5名で構成されております。
・常勤役員会は原則月2回開催し、経営の基本方針及び業務執行の重要事項に関し協議・決定するとともに、部門活動の総合調整と経営全般にわたる管理統制を行っております。

なお、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等による取締役会の監督機能の一層の強化と、迅速な意思決定の実現により、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持続的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、株主総会日の18日前を目途に発送しております。なお、第98回定時株主総会の招集通知については、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、2022年６月７日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただくため、原則として集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性向上の一環として、2021年の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を導入しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2022年の定時株主総会より、招集通知の英訳版を作成し、当社ホームページ及びＴＤｎｅｔにて開示しております。
その他	株主への発送に先立ち、当社ホームページ及びＴＤｎｅｔにて株主総会招集通知を開示しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを作成し、当社ホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会を年1～2回ほど開催し、IR担当役員によるプレゼンテーションを実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を年2回定期的に開催し、アナリスト向けIR担当役員による決算内容及び経営計画等の説明を行っております。その他、個別面談等による機関投資家向けの説明を適宜実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報ページにて、決算短信、会社説明会資料、事業報告書、有価証券報告書などを掲載しております。 URL: https://www.chubukohan.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部総務人事課（個人投資家向け担当）、経営企画部経営企画課（証券会社・アナリスト向け担当）	
その他	2009年より名古屋証券取引所が主催するIRエキスポに出展し、個人投資家とのコミュニケーションを図っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンス基本方針」及び「企業（存在）理念」、「中部鋼鈑グループ行動規範」に株主をはじめとするステークホルダーからの負託に応える旨を定め、ステークホルダーとの適切な協働に取り組んでおります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しております。（2006年にISO14001:2004版初認証取得、2018年にISO14001:2015版認証取得） 環境保全活動の詳細は、2010年から毎年発行していた「環境報告書」に掲載しておりましたが、2022年からは「中部鋼鈑統合報告書」に掲載し当社ホームページにて公開しております。 また、近隣住民・小学校向けの工場見学会を実施するとともに、近隣町内会役員との定期的な話し合いの場を設けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の基本方針、基準等を定めた「IRポリシー」を制定し、当該ポリシーに基づいた情報開示を積極的に進めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は「企業理念」及び「存在理念」に基づいたコーポレートガバナンス体制の充実のため、内部統制システムの整備・運用・改善に努めております。
その整備状況については以下のとおりです。

（1）当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)当社及び当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。
2)当社は、当社及び当社グループのコンプライアンス経営を推進させるためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリング並びに社員啓蒙活動を行う。なお、重要事項については常勤の役員で構成する会議及び取締役会に報告する。
3)当社及び当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、または早期発見して是正する。
4)内部監査室は、当社及び当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議並びに監査等委員会に報告する。
5)当社及び当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行及び決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査等委員会の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)当社は、当社及び当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会及び品質、環境、防災、安全衛生に係るリスクを担当する各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。
2)取締役は管掌又は担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育及び内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。
3)取締役は重大な損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議及び取締役会並びに監査等委員会に報告し、対処する。

（4）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。
2)取締役会は代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。
3)当社及び当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議及び取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。
4)監査等委員は必要に応じて各種の重要な会議に出席し意見を述べる。
5)当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

（5）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びにその他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
2)当社から子会社の取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。
3)子会社は夫々の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえた内部統制システムを整備する。
4)グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。
5)財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。

（6）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1)監査等委員会から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。
2)前項の具体的な内容は、監査等委員会の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で決定する。
3)当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査等委員会の同意を得ることとする。
4)当該使用人は監査等委員会の職務を補助する業務に関し、監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
1)当社及び当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、下記の事項について監査等委員会において報告する。また、監査等委員会の求めに応じて随時報告する。
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・取締役及び使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実
2)当社及び当社グループは、前号に従い監査等委員会への報告を行った役職員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)監査等委員と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査等委員が適宜意見を述べる機会を確保する。
2)当社は、監査等委員が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。
3)当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、内部統制システムの基本方針の中に記載しております。また、不当要求等への対応のため、愛知県企業防衛対策協議会に加盟しております。さらに、愛知県警暴力追放愛知県民会議等とも連携して反社会的勢力に関する情報収集を行い、社内体制を整備するとともに、役職員への周知徹底を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要
当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる敵対的買収であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。
しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。
当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様に当該大規模買付に応じるべきか否かをご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

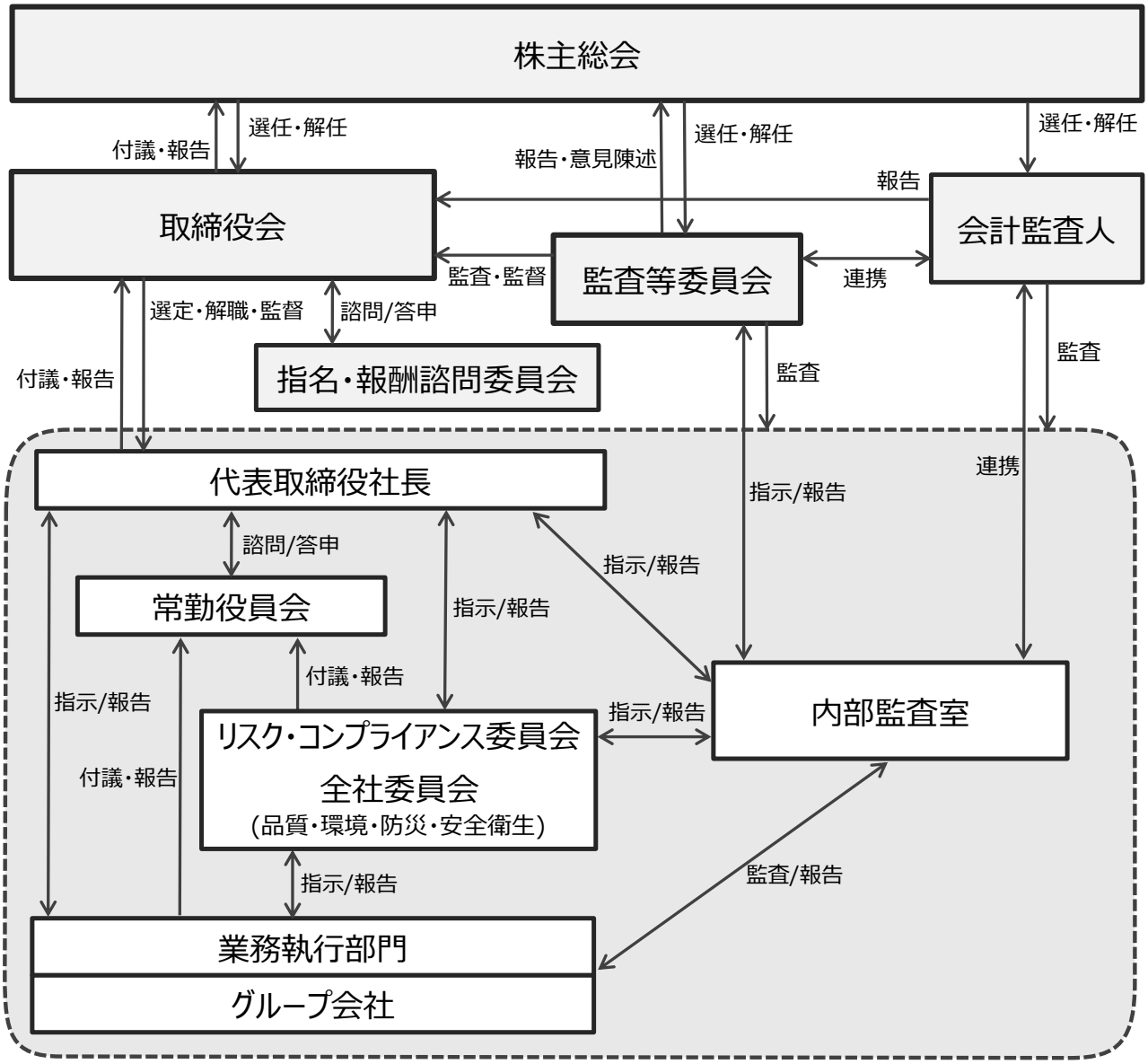
(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」の継続を決議し、同年6月25日開催の第97回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。
本対応方針は、2005年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、2008年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。
また、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める要件(必要かつ十分な情報の提供及び評価期間の経過)を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、1)当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、及び2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。
さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外役員又は社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際し、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、取締役会は株主意思を確認するために株主総会を開催できることとしております。
本対応方針の有効期間は、当社第97回定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会又は取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。
なお、本対応方針の詳細につきましては、2021年5月25日に公表しております「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続について」(当社ホームページ内IRニュース　https://www.chubukohan.co.jp/ir/news/　「適時開示」カテゴリ内に本開示資料を掲載)をご参照ください。

(3) 上記(2)の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由
上記(2)に記載した対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効及び延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。
このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれており、当社役員の地位の維持を目的とするものでなく、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

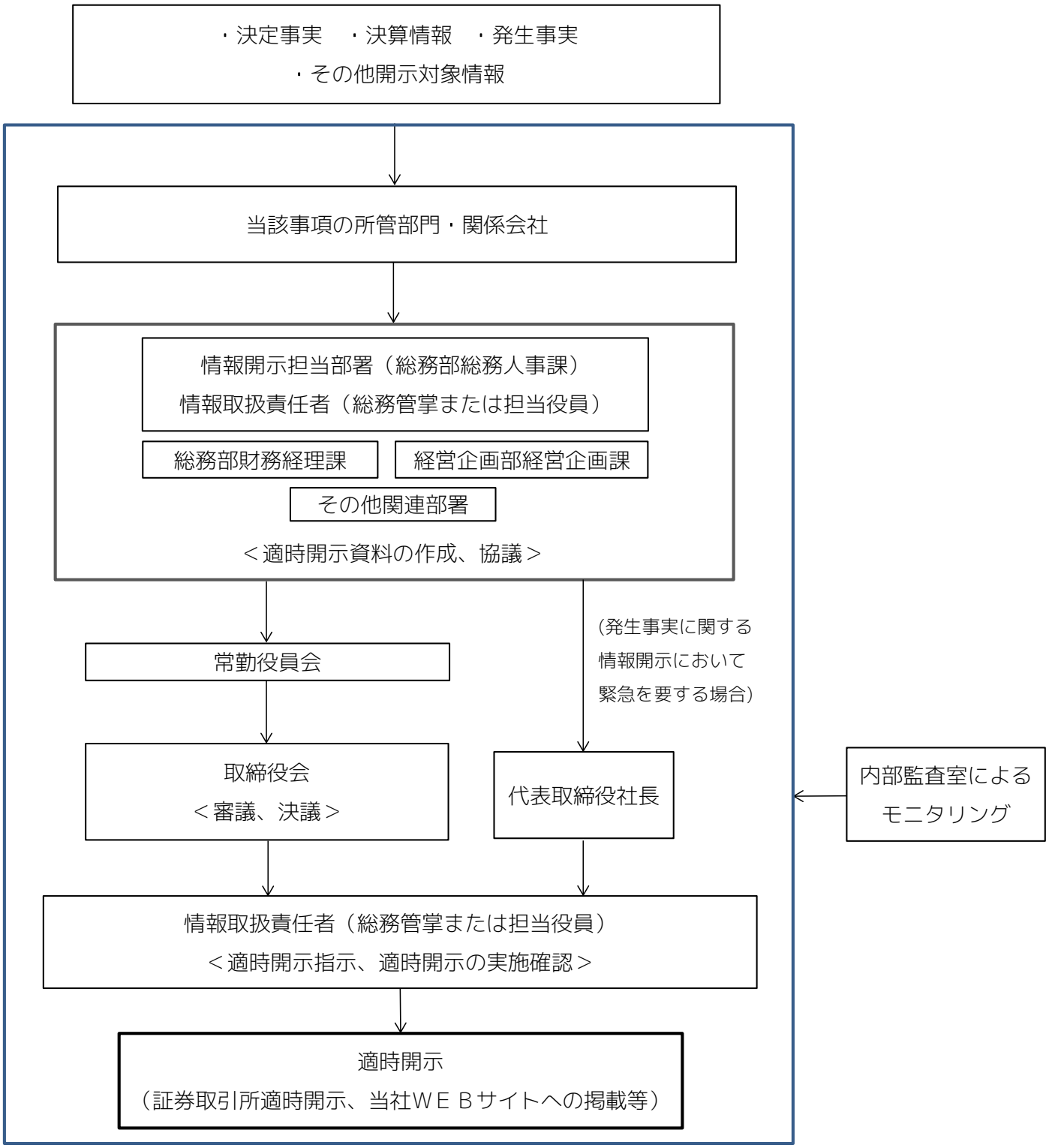
2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 会社情報の適時開示に係る基本方針
当社はステークホルダーとの信頼関係を構築することを目的に、ステークホルダーにとって重要であると判断される情報についてIRポリシーに基づき、迅速・正確かつ公平に情報を開示することを基本方針としています。
(2) 会社情報の適時開示に係る体制
適時開示体制は巻末の「適時開示体制の概要」に記載のとおりです。

＜当社コーポレート・ガバナンス体制図（模式図）＞



＜適時開示体制の概要＞


・決定事実　・決算情報　・発生事実
・その他開示対象情報
当該事項の所管部門・関係会社
情報開示担当部署（総務部総務人事課）
情報取扱責任者（総務管掌または担当役員）
総務部財務経理課
経営企画部経営企画課
その他関連部署
＜適時開示資料の作成、協議＞
常勤役員会
（発生事実に関する
情報開示において
緊急を要する場合）
取締役会
＜審議、決議＞
代表取締役社長
内部監査室による
モニタリング
情報取扱責任者（総務管掌または担当役員）
＜適時開示指示、適時開示の実施確認＞
適時開示
（証券取引所適時開示、当社ＷＥＢサイトへの掲載等）

取締役のスキル・マトリックス（補充原則4−11①関連）

各取締役候補者の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

氏名	地位および担当	企業経営	営業 事業戦略	研究開発 新事業	製造技術 品質管理	財務会計	法務 リスク管理	ESG ｻｽﾃｨﾅﾋﾞﾘﾃｨ
重松　久美男	代表取締役社長	●	●	●	●			●
寺本　仁	常務取締役 経営企画部管掌　設備企画室長	●	●	●	●			●
古村　伸治	取締役製造所長			●	●			●
松田　将	取締役総務部長					●	●	●
村松　修司	取締役営業部長	●	●	●				
宮花　秀樹	社外取締役	●	●	●				
平野　隆裕	社外取締役	●	●			●	●	●
牛込　伸隆	社外取締役	●	●	●	●			●
小林　洋哉	社外取締役（監査等委員）					●	●	●
野村　泰弘	社外取締役（監査等委員）	●	●					●
西垣　誠	社外取締役（監査等委員）					●	●	
岩田　広子	社外取締役（監査等委員）					●	●	

※上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。